

設計段階における三者協議試行運用

（趣旨）

第1 この運用は、設計段階における三者協議試行要領（令和6年7月1日）（以下、「要領」という。）を補完するものとして、三者協議の運用方法を定めたものである。

（対象業務の選定について）

- 第2 要領第2条の対象業務の選定について、建設政策課から各土木事務所に照会する。
- 2 各土木事務所は、要領第2条に基づき対象業務を選定し、建設政策課に報告する。
 - 3 建設政策課は、前項で選定した業務の内容等を確認のうえ、三者協議の対象業務を決定し、各土木事務所に通知する。

（経費の計上について）

第3 要領第8条の経費の計上について、設計者及び施工者が参加するための経費（打合せ及び旅費交通費等）は、発注者の負担とし、以下の費用を当該業務に計上する。

（設計者の経費）＝（人件費）＋（旅費交通費）

（施工者の経費）＝（報償費）＋（旅費交通費）＋（諸雑費）

（1）設計者の人件費

中間打合せとして、必要回数を直接人件費に計上する。

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」（以下、「積算基準」という。）第2章 土木設計業務等標準歩掛を参考とする。

（2）設計者の旅費交通費

積算基準（旅費交通費の率を用いた積算）に基づき、計上する。

（3）施工者の報償費

1時間当たり7,500円とし、直接経費に計上する。

また、協議時間に応じて、実績で変更し、1時間未満の端数がある場合は、30分単位とし、端数は切り上げるものとする。（移動時間は含まない）

（4）施工者の旅費交通費及び諸雑費

施工者の旅費交通費は、大分県の旅費規程に基づき、車賃の額として、1km当たり25円を直接経費に計上する。

やむを得ず、船舶その他有料道路（高速道路を含む）等を利用した場合は、別途実費計上する。（領収書等の写し必要）

また、旅行に伴う通信費等の諸雑費として、1日当たり300円を直接経費に計上する。

(5) 施工者の経費の算定方法

[当初積算]

報 償 費：三者協議にかかる時間を1時間と想定して計上する。

旅費交通費：協会支部から対象業務箇所までの移動距離で算定し計上する。

[変更積算]

報 償 費：三者協議に要した時間に応じて、実績で変更する。

旅費交通費：施工者の属する会社から対象業務箇所までの移動距離で算定し、
変更する。

【算定例】

(当初発注時)

協会支部から対象業務箇所までの距離：(片道) 20km

三者協議に要する時間：1時間(見込み)

- ・ 報 償 費：7,500円/時間(教授・准教授相当)
- ・ 交 通 費：協会支部から対象業務箇所までの距離(往復)：20km×25円×2=1,000円
- ・ 旅行雑費：300円/日

合 計：8,800円/人当たり

(設計変更時)

施工者の属する建設会社から対象業務箇所までの距離：(片道) 25km

三者協議に要した時間：1.5時間(滞在時間)

- ・ 報 償 費：7,500円/時間(教授・准教授)×1.5時間=11,250円
- ・ 交 通 費：会社から対象業務箇所までの距離(往復)：25km×25円×2=1,250円
- ・ 旅行雑費：300円/日

合 計：12,800円/人当たり

(経費の支払いについて)

- 第4 発注者は、施工者の報償費及び旅費交通費等(以下、「旅費交通費等という。」)を算定し、設計者と施工者の属する建設会社(以下、「建設会社という。」)に通知するものとする。
- 2 設計者は、旅費交通費等を、三者協議終了後、速やかに建設会社へ納付すること。このとき、銀行振込み等に要する手数料やその他経費については、設計者の負担とする。

附 則

この運用は、令和6年7月1日から施行する。